

第一百六十号議案

東京都地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例

東京都地域特別賃貸住宅条例（昭和六十三年東京都条例第百三号）の一部を次のように改正する。
第十条第一項第一号中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同号ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都地域特別賃貸住宅条例（以下「新条例」という。）第十条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第二項の規定による使用許可を受ける者から適用する。

3 施行日前に提出された請け書のうち、新条例第十条第二項の規定による使用許可に係るものについては、同条第一項第一号の規定により提出された請け書とみなす。

（提案理由）

地域特別賃貸住宅への入居の円滑化を図るため、連帯保証人に係る規定を削除する必要がある。